

Cherie ネイルアカデミー学則

- (目的) 本校は、生徒にネイルケア、ネイルアート等の知識・技術を習得させることにより、ネイルケア技術を普及し、優秀なネイルアーティストを養成することを目的とする。
- (名称) 本校の名称は、「Cherieネイルアカデミー」（英文では「Cherie Nail academy」）という。
- (位置) 本校の位置を、大阪市北区豊崎3-20-9に置く。
- (課程・講習時間・授業料・有効期限)
 - (1) 本校の課程（コース）、講習時間、授業料及び有効期限は次のとおりとする。

課程(コース)	講習時間	授業料(税抜)	有効期限
●養成コース			
ベーシックコース	120時間	320,000円	1年間
プロフェッショナルコース	240時間	570,000円	2年間
トップネイリストコース	270時間	640,000円	2年間
●おうちジェルコース			
ベトロ ベーシックコース	6時間	30,000円	当日
ベトロ アーティストコース	6時間	16,000円	当日
●検定対策コース			
3回コース	9時間	25,000円	2ヵ月
6回コース	18時間	50,000円	3ヵ月
10回コース	30時間	80,000円	4ヵ月
●シェリークラブ			
ゴールド会員	6時間	5,000円	1ヵ月
プラチナ会員	フリー	10,000円	1ヵ月

(2) 前項の有効期限は初回の受講日から進行し、有効期限を経過した場合、原則として講習を受けることはできない。

- (休業日)
 - (1) 本校の休業日は、次のとおりとする。
 - ① 日曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律で規定する日
 - ③ 夏季休業 8月13日から8月15日まで
 - ④ 冬季休業 12月27日から1月5日まで
 - ⑤ 開校記念日 4月18日
 - (2) 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行なうことがある。
 - (3) 天候不良その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なわないことがある。
- (授業時間) 本校の授業時間は、10時から13時まで（1部）及び14時から17時まで（2部）とする。
- (教職員組織) 本校に次の教職員を置く。
 - (1) 学院長
 - (2) 教員 2名以上
 - (3) 事務職員 1名以上
- (入学資格) 本校の入学資格については、満18歳以上の者とする。
- (入学時期) 本校の入学時期については、随時とする。
- (入学手続) 本校の入学手続は、次のとおりとする。
 - (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学申込書、その他の書類に必要事項を記載し、本校宛に指定期日までに出席しなければならない。
 - (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行ない、入学者を決定する。
 - (3) 本校に入学を許可された者は、入学予定日より2週間前までに授業料を全額納付することにより入学資格を得るものとする。ただしローン契約またはクレジットカードによる支払いの場合、当該契約または支払いが有効に成立している場合には入学資格を認めるものとする。
- (退学) 退学しようとする者は、その事由を記し、学院長の許可を受けなければならない。
- (修了の認定) 学院長は、第4条第1項の講習時間を全て履修した生徒に対し、課程ごとに修了を認定する。
- (修了書) 本校所定の課程を修了した者には、修了書を授与する。
- (懲戒処分)
 - (1) 生徒が本学則、その他本校の定める諸規則(「受講の手引き」を含む。)を守らず、その本分に悖る行為があったときは

懲戒処分を行なう。

(2) 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(3) 前項に定める退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行なう。

- ① 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- ② 他の生徒及び教員等に著しい迷惑を及ぼし、受講を継続させることが不適當であると学院長が判断した者
- ③ 本学則、その他本校の定める諸規則(「受講の手引き」を含む。)を遵守せず、本校からの注意、勧告を受けたにもかかわらずこれに従わない者

(4) 正当な理由がなく、授業料、教材費等を7日以上滞納し、その後においても納入の見込みがない者

(5) 正当な理由がなく、第4条所定の有効期限を超過したにもかかわらず、講習を修了しない者

15. (授業料の納付)

(1) 本校の授業料は、第4条第1項の「授業料」欄記載のとおりとする。

(2) 生徒は、本校への入学にあたり該当課程(コース)の授業料の全額に相当する額を本校に授業料として納付しなければならない。

(3) 生徒は、前月末日までに当月分の授業料を支払う義務を負い、前項の預け金との相殺処理により納付する。

(4) 生徒は、第2項の授業料の納入に際して、本校と提携したクレジット会社のローンを利用することができる。

16. (授業料の特例) 生徒が休学したときは、前項の定めにかかわらず、その始期の属する月(の翌月)から授業料を免除することがある。また、特別な事由がある場合は、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

17. (授業料の還付)

(1) 生徒が第11条に基づき退学をした場合、退学時の授業料の残額の90%を返還する。

(2) 生徒が第14条に基づき退学をした場合、授業料の返還は行わない。

18. (補講) 生徒の事情により補講が必要な場合、有料にて補講を行う。補講に係る授業料については別途定める。

付則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2. この学則の施行に関し必要な事項は、学院長が別に定める。